この協定が高い水準の消費者の保護及び経済的福祉を確保する政策を通じて消費者の福祉を向上させることに寄与することを認識し、

国際化及び世界経済の一層緊密な統合によってもたらされる活発なかつ急速に変化する国際環境において、多数の新たな経済上の課題及び機会、特にデータの自由な流通の原則に基づくデジタル貿易の一層の重要性が両締約国に提示されていることを理解し、

両締約国の経済がお互いを補完する条件に恵まれていること並びにそのような補完性が両締約国間の貿易及び投資の活動を通じたそれぞれの経済力の利用により両締約国間の貿易及び投資の発展を一層促進することに寄与するものであることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する互恵的な規則を通じて貿易及び投資に関する明確かつ強固な枠組みを創設することが、両締約国の経済の競争力を強化し、両締約国の市場をより効率的かつ活発なものとし、並びに両締約国間の貿易及び投資の一層の拡大のための予見可能な通商上の環境を確保するであろうことを信じ、

国際連合憲章に係る両締約国の約束を再確認し、また、世界人権宣言に示された原則を考慮し、

全ての利害関係者の利益のために国際的な貿易及び投資における透明性が重要であることを認識し、

両締約国間の貿易及び投資を規律する明確かつ互恵的な規則を定め、並びにこれらに対する障害を軽減し、又は撤廃することを希望し、

この協定によって創出される機会への女性のアクセス及び当該機会から利益を得る女性の能力を増大させ、並びに女性が国内経済及び世界経済に衡平に参加する環境を支持することを希望し、

この協定を通じて国際的な貿易及び投資に対する障害を除去することによりこれらの調和のとれた発展及び拡大に寄与し、並びにこの協定による利益を減少させるおそれがある両締約国間の貿易又は投資に対する新たな障害を設けることを回避することを決意し、

世界貿易機関設立協定その他の両締約国が締結している多数国間の、地域的な及び二国間の協定に基づく各締約国の権利及び義務を強化し、

両締約国間の経済上の連携の強化のための法的枠組みを設定することを決意して、

次のとおり協定した。

第一章　総則

第一・一条　目的

この協定は、貿易及び投資を自由化し、及び円滑にすること並びに両締約国間の一層緊密な経済関係を促進することを目的とする。

第一・二条　一般的定義

この協定に別段の定めがある場合を除くほか、この協定の適用上、

(a)　「農業協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ農業に関する協定をいう。

(b)　「ダンピング防止協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定第六条の実施に関する協定をいう。

(c)　「輸入許可手続に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ輸入許可手続に関する協定をいう。

(d)　「セーフガード協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａセーフガードに関する協定をいう。

(e)　「ＣＰＣ」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書Ｍ第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

(f)　「税関当局」とは、

(i)　英国については、歳入関税庁及び英国の関税領域内で税関に係る事項に責任を有するその他の当局をいう。

(ii)　日本国については、財務省をいう。

(g)　「関税法令」とは、締約国の法令であって、物品の輸入、輸出及び通過を規律し、並びにその他の税関手続の管理下に物品を置くことを規律するもの（税関当局の権限に属する禁止、制限又は規制の措置を含む。）をいう。

(h)　「関税領域」とは、

(i)　英国については、英国、ガーンジー代官管轄区及びジャージー代官管轄区並びにマン島の領域をいう。

(ii)　日本国については、日本国の関税法令が施行されている領域をいう。

(i)　「日」とは、暦日をいう。

(j)　「紛争解決了解」とは、世界貿易機関設立協定附属書二紛争解決に係る規則及び手続に関する了解をいう。

(k)　「日ＥＵ経済連携協定」とは、二千十八年七月十七日に東京で作成された経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定をいう。

(l)　「サービス貿易一般協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定をいう。

(m)　「千九百九十四年のガット」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定をいう。この協定の適用上、千九百九十四年のガットの条項を引用する場合には、その解釈に係る注釈を含む。

(n)　「政府調達協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書四政府調達に関する協定（注）をいう。

注　「政府調達協定」とは、二千十二年三月三十日にジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された政府調達協定をいうものと了解する。

(o)　「統一システム」とは、商品の名称及び分類についての統一システム（解釈に関する通則、各部の注釈、各類の注釈及び各号の注釈を含む。）をいう。

(p)　「ＩＭＦ」とは、国際通貨基金をいう。

(q)　「措置」とは、あらゆる措置（法令、規則、手続、決定、慣行、行政上の行為その他のいずれの形式であるかを問わない。）をいう。

(r)　「締約国の自然人」とは、締約国の関係法令に基づく当該締約国の国民をいう。

(s)　「者」とは、自然人又は法人をいう。

(t)　「補助金及び相殺措置に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ補助金及び相殺措置に関する協定をいう。

(u)　「衛生植物検疫措置の適用に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ衛生植物検疫措置の適用に関する協定をいう。

(v)　「貿易の技術的障害に関する協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ａ貿易の技術的障害に関する協定をいう。

(w)　「領域」とは、次条の規定に従ってこの協定が適用される区域をいう。（注）

注　この定義は、(h)、次条及び第一・八条の規定にいう「領域」については、適用しない。

(x)　「欧州連合運営条約」とは、欧州連合の運営に関する条約をいう。

(y)　「貿易関連知的所有権協定」とは、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定をいう。

(z)　「ＷＩＰＯ」とは、世界知的所有権機関をいう。

(aa)　「ＷＴＯ」とは、世界貿易機関をいう。

(bb)　「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定をいう。